

犬猫の親等から引き離す理想的な時期に関する調査について①

背景

犬猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親等から引き離した場合、適切な社会化がなされず、特に犬では、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている。

（5）犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

（前略）犬と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期として、生後6週齢（42日齢）から8週齢（56日齢）までの間である等の報告があることに加え、イギリスやアメリカの一部の州では8週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である。（中略）具体的日齢については、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠（ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれている。

＜動物愛護管理のあり方検討報告書抜粋＞

（平成23年12月 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会）

平成24年に議員立法により法改正（施行日：平成25年9月1日）

【動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（抜粋）】

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第22条の5 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

＜附 則（平成24年9月5日法律第79号）抄＞

第7条 施行日から起算して3年を経過する日までの間は、新法第22条の5中「56日」とあるのは、「45日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第22条の5中「56日」とあるのは、「49日」と読み替えるものとする。

【経過措置状況（概要）】

（法改正以前）
健全な育成及び社会化を推進するため、適切な期間、親兄弟とともに飼養・保管

（平成25年9月1日～平成28年8月31日まで）
生後45日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

（平成28年9月1日から）
生後49日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

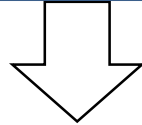
（別に法で定める日から）
生後56日以内の犬猫の繁殖業者からの引渡し等の禁止

犬猫の親等から引き離す理想的な時期に関する調査について②

目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）附則第7条3項において、以下を勘案して検討することと定められている。

- 犬猫等販売業者の業務の実態
- マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い
- 犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況
- 犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等



<犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査検討会>

- 平成25年度から、専門家、事業者、関係団体からなる検討会で、調査手法等を検討
- 調査手法**
 - 犬 サーペル博士が開発した行動解析システム「C-barq」による飼い主アンケートによる評価
 - 猫 「C-barq」をアレンジした解析方法による飼い主アンケートによる評価

※多数の一般飼い主のアンケート結果を統計学的に処理すれば、専門家による評価と結果は変わらない。
- サンプル収集方法**

現状に近いデータを確保するため、
⇒国内流通の主流をなすペットショップ販売の犬・猫を対象

親兄弟から引き離された時期による影響を検証するため、
サンプル数が少なくても比較調査できるようにするため、
⇒飼育環境に大きな差が無いペットショップの協力を得て実施

犬猫の親等から引き離す理想的な時期に関する調査について③

手法

<調査方法>

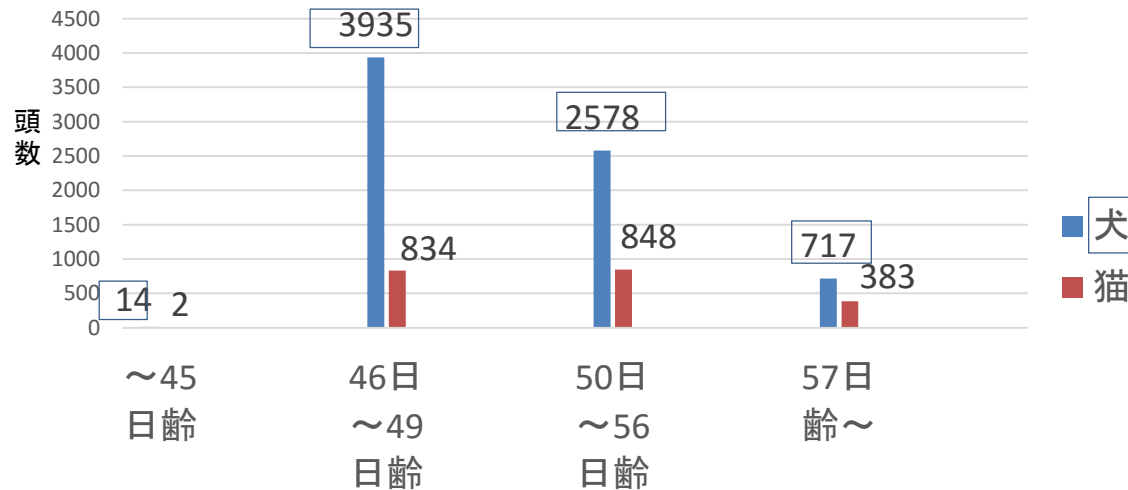
- 5事業者約180店舗の協力を得て、ペットショップを通じて販売された犬猫の飼い主に協力を依頼。
繁殖業者（106事業者）が経営するペットショップを通じて販売された犬猫の飼い主に協力を依頼。
（※57日齢以上のサンプルを確保するため、28年度のみ実施）
- 約半年程度飼育された後に、協力者にアンケートを送付
- 回収したアンケートから、ペットの疾患、記載不備等のアンケートを除いたサンプルで解析



<結果（協力者数）>

- 平成25～29年度の間に**犬猫購入者9311人（犬7244頭、猫2067頭）**の協力者を確保。

協力者の日齢別犬猫頭数内訳



5事業者180店舗
9122人（犬7080頭、猫2042頭）
繁殖業者（106事業者）約30店舗
189人（犬164頭、猫25頭）